

第25回参議院議員通常選挙

投票日は7月21日(日)です。

必ず行くけん 投票!

参議院議員の任期は6年で、3年ごとに半数を改選。これを通常選挙といっています。今回の通常選挙の投票日は、7月21日(日)午前7時～午後8時です。

今回の選挙で投票できる人

平成13年7月22日までに生まれた人で、4月2日(火)以前から引き続き水巻町内に住所があり、住民基本台帳に登録されている人です。なお、6月18日(火)以降に町内転居の届出をした人は、転居前の住所での投票所で投票してください。

※転出により、他の市町村に住所を移した人で、転出前の市町村での住民登録期間が3か月以上あり、まだ新住所での選挙人名簿に登録されていない人は、転出前の市町村で投票することができます。住民票所在地の選挙管理委員会にお尋ねください。

投票できる投票所が書かれてあります。投票の前にもう一度確かめてください。入場券は、住民基本台帳に登録されている住所以外には郵送されません。入場券をなくした人や入場券が何らかの事情で届かなかった人は、健康保険証や運転免許証など本人と確認できるものを持って、投票所の事故係に申し出てください。手続き後に、投票をすることができます。

投票用紙は選挙区と比例代表の2種類あります

投票所では、福岡県選出議員選挙、比例代表選出議員選挙の順に投票します。

【福岡県選出議員選挙】

投票用紙には、あなたの選んだ「候補者の氏名」を書いてください。

※投票用紙に、候補者の氏名以外

のことを書くとは無効になることがあります。

【比例代表選出議員選挙】

投票用紙には、あなたの選んだ「候補者の氏名」または「政党の名称」を書いてください。これら以外のことを書くとは無効になることがあります。

※比例代表選挙は、非拘束名簿式です。当選人は、その政党の中で最も得票数の多い候補者から順に決まります。

点字投票・代理投票

目の不自由な人は「点字投票」ができます。また、身体の障がいなどの理由で字を書くことができない人は、投票所の係員が代筆する「代理投票」ができます。投票の秘密は固く守られます。希望する人は、投票所の係員に申し出てください。

期日前投票が始まります

仕事や旅行、外出、入院などで投票日に投票できない人は、期日前投票をすることができます。入場券を持って、役場101会議室に来てください。(下図参照)

【期日前投票受付期間】

●とき 7月5日(金)～7月20日(土) 午前8時30分～午後8時

※投票日近くになると大変混雑しますので、早めに投票してください。

病院や施設に入所している人は不在者投票ができます

指定病院に入院中の人や指定施設に入所中の人は、病院や施設で不在者投票ができます。また、長期出張などで投票日に投票できない人も不在者投票ができます。



【不在者投票受付期間】

●とき 7月5日(金)～7月20日(土)

※詳しくは、病院や施設、水巻町選挙管理委員会にお問い合わせください。

●問い合わせ 水巻町選挙管理委員会 ☎201局4321番

郵便での不在者投票は、証明書が必要です

郵便投票のできる人の範囲(上記)に該当する人で、投票所に行くことができない人は「郵便での不在者投票」ができます。

郵便投票をするには、前もって証明書の交付を受けなければなりません。事前に町選挙管理委員会にお問い合わせください。なお、不在者投票用紙などは、7月17日(水)までに請求してください。

郵便投票のできる人の範囲

1. 身体障がい者

障がい	両下肢・体幹 移動機能	心臓・じん臓・ 呼吸器・ぼうこう・ 直腸・小腸	免疫・肝臓
1級	○	○	○
2級	○		○
3級		○	○

2. 戦傷病者

障がい	両下肢・体幹	心臓・じん臓・ 呼吸器・ぼうこう・ 直腸・小腸・肝臓
特別項症	○	○
第1項症	○	○
第2項症	○	○
第3項症		○

3. 介護保険被保険者証をもつ人 要介護状態区分等の欄に要介護5の記載がある人

代理記載制度を利用できる人

自書できない人が、代理人によって投票に関する記載をしてもらうことができる制度が、「代理記載」です。この制度を利用できるのは、上記の郵便投票のできる人のうち、身体障害者手帳の四肢、視覚の障害程度が1級の人、または戦傷病者手帳の四肢、視覚の障害程度が特別項症から第2項症までの人です。



投票 ここがあなたの投票所です。

第1投票所

●伊左座小学校講堂
伊左座、立屋敷、二東、二西、下二東、下二西



第2投票所

●高齢者福祉センター(サクラほーる)
吉田東二丁目13番1～11号、吉田東三丁目3番1～24号、吉田東三丁目4番、吉田東四丁目、吉田東五丁目、吉田西三丁目(2番6・7号、5番～22番)、吉田西四丁目、吉田西五丁目、吉田団地、吉田南



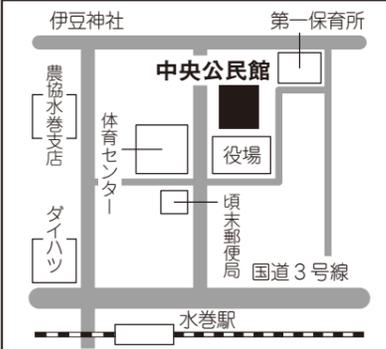
第3投票所

●障害者福祉センター
頃末南三丁目10番11・12号、頃末南三丁目28番・33番、美吉野、宮尾台、鯉口、吉田東一丁目、吉田東二丁目(13番1～11号を除く)、吉田東三丁目1・2番、吉田東三丁目3番25～45号、吉田西一丁目、吉田西二丁目、吉田西三丁目(2番6・7号、5番～22番を除く)



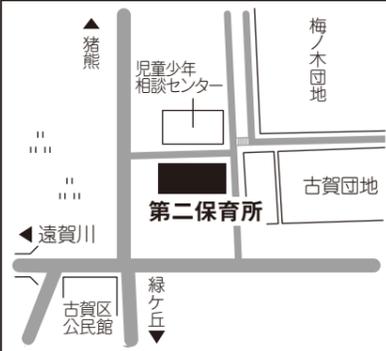
第4投票所

●中央公民館大ホール
頃末北、机(二丁目8番12・14号を除く)、高尾、中央、頃末南(三丁目10番11・12号、28番、33番を除く)、緑ヶ丘



第5投票所

●第二保育所
机二丁目8番12・14号、古賀、梅ノ木団地



第6投票所

●町民体育館
高松、おかの台、樋口東



第7投票所

●猪熊小学校講堂
猪熊、樋口

